

う目標の達成に向けて、

- ①負担能力がありながら納付義務を果たしていただけない方には、本年10月より市町村から提供されることとなった所得情報を活用しながら、強制徴収を実施し、
- ②所得の少ない方には、同様に所得情報を活用して免除制度の周知を図り、
- ③若い方向けには、口座振替の勧奨や、本年度からコンビニ・インターネットでも保険料が納められるようになったことを周知するなど、未納の原因に応じた対策を着実に推進します。

また、来年4月からは、若年の学生・無業者の方々などは保険料を追納できる「納付猶予制度」や、1月分でも前納すれば保険料が割引となる「口座振替割引制度」が導入され、平成18年7月からは、免除制度について、現在の全額免除、半額免除に加えて、所得に応じて3/4または1/4免除の段階を追加した「多段階免除制度」が導入されますので、これらの周知を図っていきます。

(2) 社会保険事務所ごとの年度別行動計画の策定・推進

平成19年度の納付率80%を確実に達成するため、新たに社会保険事務所ごとに各年度の目標納付率や具体的な納付督促対策を掲げた行動計画（アクションプログラム）を策定しました。

行動計画に基づく取組状況については、毎月、本庁に報告させ、十分な進捗管理を行うとともに、今後も毎年度、達成状況を確認・検証した上で、実効性のある次年度の行動計画を策定します。

5 組織の改革

(1) 人員配置の地域間格差の是正等

社会保険事務局や社会保険事務所については、平成11年度までは各都道府県の組織であったことから、全国を見渡せば、現在のところ、業務量に応じた職員配置とはなっていません。

このため、今年度中に各社会保険事務局・事務所ごとの業務別業務量を算出した上で、最適な人員配置を実現するための人員配置見直し計画を策定し、来年度から地域間格差の是正に着手します。また、来年度より、本庁と地方庁、地方庁間の人事交流を大幅に拡大します。

(2) 外部委託の拡充

現在、社会保険庁が実施している業務について、今後とも、社会保険庁だけで実施していくことは非効率です。「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本として、国民年金保険料の収納業務や年金相談業務等について、外部委託の思い切った拡大を進めます。

(3) お客様志向の意識の徹底

お客様志向の社会保険サービスを実現するためには、職員の意識改革を徹底することが必要であり、近く、職員行動規範を策定するとともに、今年度中に職員研修の体系やカリキュラムの抜本的な見直しを行います。

(4) 各事務局・事務所間の競争の促進

社会保険事務局や社会保険事務所ごとの様々な事業実績を公表して競争を促し、やる気を刺激することにより、より効率的・効果的な事業の実施を実現します。

おわりに

以上のような様々な取組を民間の発想や感覚を大胆に導入して進めるために、経済界の御協力もいただき、民間から2名の最高顧問をお迎えするとともに、庁内に設置した改革推進本部に、サービス向上改革・システム改革・保険料徴収改革の3つの課題を担当する3名のプロジェクトリーダーや、予算執行の透明性の確保を担当するアドバイザースタッフ、個人情報保護を担当する顧問弁護士を配置しました。

さらに、12月上旬までには、民間や地方などから総勢20名の改革意欲に富むスタッフを集め、改革プロジェクトの実施体制の整備を完了させます。今後、このような新たな体制の下で、改革のためのさらなる取組を進めます。

また、9月には、社会保険庁に「社会保険事業運営評議会」を設置し、保険料拠出者や学識経験者の方々に御参集いただき、当面は月に1回、社会保険庁の個々の事業運営の適切さや効率性を外部の目からチェックしていただいています。運営評議会での御指摘もいただきながら、業務運営の改善に日々努めてまいります。

さらに、10月から、「長官への手紙、長官へのメール」を開始し、「国民の声」報告体制を整備したところ、多くの皆様から業務の改善やサービスの向上などについての貴重な御提言をいただいています。今後、こうした御提言も積極的に活用させていただきながら改革を進めてまいります。

また、社会保険庁の在り方について基本に立ち返った議論を進めていただく場として、8月に内閣官房長官の下に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置されました。有識者会議においては、社会保険庁の組織の在り方についても御議論いただいております。来年の夏を目途に最終的なとりまとめを行っていただきます。

今、社会保険庁改革は動き出しました。国民の皆様からいただきました様々な御批判が一日も早く過去のものになり、国民の皆様から信頼される社会保険庁に生まれ変わるために、全職員が心を一にして改革の取組に邁進してまいります。